

猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員の勤務時間、休日
及び休暇に関する条例

平成12年8月17日 条例第6号

猪名川上流広域ごみ処理施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇については、川西市の例による。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、平成12年8月11日から適用する。